

遺産分割協議書

平成五年四月廿一日 岡山市 三丁目八番地 六 いぬごろんの死亡によって開始した相続における共同相続人であるいぬいち、いぬわん、いぬにい及びいぬさんは、その相続財産について、次の通り遺産分割の協議をした。

一、相続財産中、岡山市 三丁目八番地 六 宅地 九・六 平方メートルの土地及び岡山市 三丁目八番地 六 所在家屋番号八番 六 軽量鉄骨造瓦葺二階建住宅床面積一階四六・八七平方メートル二階式参・壹壹平方メートルの建物、木造スレート葺平屋建物置床面積式・四七平方メートルの附属建物は持分全部をいぬいちの所有とする。

右の協議を証するため、この協議書四通を作成して署名押印し、各自その書通を保有するものとする。

平成五年四月九日

岡山市 三丁目八番地 六

いぬ いち 印

岡山市 三丁目八番地 六

いぬ わん 印

大阪市旭区 四丁目六番式参号

いぬ にい 印

富山県氷見市伊勢大町一丁目式番式壹号

いぬ さん 印